

# 旅行業法の遵守について

平成31年1月31日

鹿児島県PR・観光戦略部観光課

## ○ はじめに(本日の内容)

- 1 旅行業法に基づく諸手続
- 2 立入検査において指摘した点
- 3 旅行業者が取り扱う貸切バスの契約
- 4 旅行業法に基づく不利益処分基準
- 5 法令等の確認

# 1 旅行業法に基づく諸手続

旅行業法に基づく諸手続には、法令で提出期限等が定められています。

## (1) 提出期限

### ① 更新登録

**有効期間満了日の2か月前** (旅行業法施行規則第1条の2)

### ② 登録事項変更

**変更のあった日から30日以内** (旅行業法第6条の4第3項)

### ③ 取引額報告書

**毎事業年度終了後100日以内** (旅行業法第10条)

## (2) 提出資料

資料1のとおり

※ 様式については、県ホームページに掲載しています。

## 2 立入検査において指摘した点

立入検査において、以下の事例が見られます。

- 旅行業務取扱管理者に対し、証明書を発行し携帯させていない。  
(法第12条の5の2, 規則第27条の2)
- 旅行業務取扱料金の掲示がなされていない。  
(法第12条, 規則第21条)
- 営業所以外の場所で旅行業務について取引を行う者(外務員)に対し、外務員証を発行し携帯させていない。  
(法第12条の6, 規則第28条)
- 募集型企画旅行の広告において、表示事項に漏れがある。  
(法第12条の7, 契規第12条・第13条)
- 取引額報告書が毎事業年度終了後100日以内に提出されていない。  
(法第10条)

## 2 立入検査において指摘した点

- 貸切バス事業者との「運送申込書／運送引受書」の内容(運賃・料金など)について確認が行われていない。

(「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約に係る重要な事項について」(平成28年10月31日付け観光庁産第411号観光庁長官通知),「貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について(周知)」(平成29年12月26日付け観光庁参事官(産業政策担当)事務連絡)

※ 「法」は旅行業法,「規則」は旅行業法施行規則,「契規」は旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則を指す。

### 3 旅行業者が取り扱う貸切バスの契約

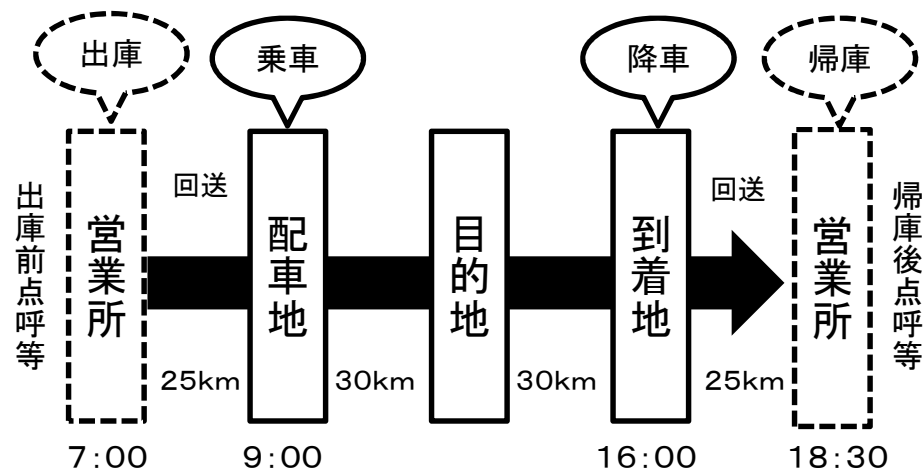


【貸切バスの運賃・料金制度】(H26. 4~)

「時間制運賃」と「キロ制運賃」を合算した「時間・キロ併用制運賃」に移行。

→ 運賃・料金については、上限額と下限額の範囲内でなければならない。

〈運賃算出の例〉 (九州運輸局の公示運賃で算出)



走行時間: 11時間30分      走行距離: 60km  
点呼等時間: 2時間      回送距離: 50km  
運賃計算時間: 13時間30分      運賃計算距離: 110km

- ・ 大型車を利用・上限額で算出(税別)  
時間制運賃: 96,740円 (6,910円×14時間※1)  
キロ制運賃: 16,500円 (150円×110km※2)  
96,740円+16,500円=113,240円
- ・ 大型車を利用・下限額で算出(税別)  
時間制運賃: 67,060円 (4,790円×14時間※1)  
キロ制運賃: 11,000円 (100円×110km※2)  
67,060円+11,000円=78,060円



上限額113,240円と下限額78,060円

の範囲内で運賃を決定。

※1 30分以上は1時間に切り上げ ※2 10km未満は10kmに切り上げ

# 3 旅行業者が取り扱う貸切バスの契約

【運送引受書への運賃・料金の上限額及び下限額の記載】（H28. 11～）

(別紙) 運送申込書/運送引受書・乗車券

※申込者は、太字内をご記入願います。

申込者	氏名・名称 (担当名称)	住所	電話: -- -- FAX: -- -- E-mail: -- --
契約責任者	氏名・名称 担当の氏名(担当名称)	住所	電話: -- -- FAX: -- -- E-mail: -- --
運送を引受け希望者	氏名・名称	住所	電話: -- -- FAX: -- -- E-mail: -- --
申込乗車人員	乗車定員何人 乗車定員の何割	大型車 中型車 小型車	任意保険・料額 対人 無制限 対物 200万円 無制限
配車日時	月 日( ) :	配車場所	乗客: 有・無 車載人

月日	発地	発車時刻	土曜日有無	到着時刻	着地	宿泊場所	行旅	乗客の体数	備考
① /	:	:	:	:	:	:	:	:	:
② /	:	:	:	:	:	:	:	:	:
③ /	:	:	:	:	:	:	:	:	:
④ /	:	:	:	:	:	:	:	:	:

送付先	〒・番 支店名(〒) 月 日( )	送付方法	【本行宛】 振込 振込 振込
送金方法	振込 振込 振込	送金日	振込 振込 振込
送金先	〒・番 支店名(〒) 月 日( )	送金方法	振込 振込 振込
送金日	振込 振込 振込	送金先	振込 振込 振込

運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 前払制 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他( )	【本行宛】	【本行宛】
送金先	〒・番 支店名(〒) 月 日( )	振込	振込
送金日	振込 振込 振込	振込	振込
送金先	〒・番 支店名(〒) 月 日( )	振込	振込
送金日	振込 振込 振込	振込	振込

合計請求金額	円
消費税	円
実費(税込)	円
合計請求金額	円

貸切バス事業者との間で締結した契約について取り交わす「運送申込書・運送引受書」に、運賃・料金の上限額及び下限額並びに手数料等の額又は率を記載することを義務づけ。

運賃	円
(上限額: 円 下限額: 円)*	
料金	円
(上限額: 円 下限額: 円)*	
(料金の種類: )	
消費税	円
実費(税込)	円
(実費の詳細: )	
合計請求金額	円



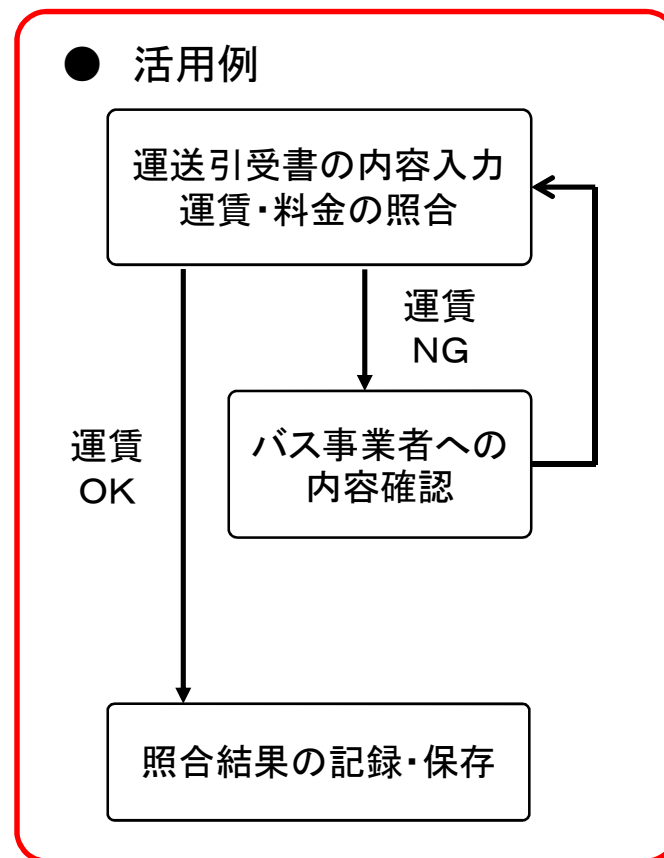


### 3 旅行業者が取り扱う貸切バスの契約



#### 【運賃・料金簡易計算シミュレーター】

国土交通省が作成した運送引受書の内容(走行時間, 走行距離など)を入力することで, 貸切バス運賃・料金を計算できるシミュレーター。



### 3 旅行業者が取り扱う貸切バスの契約 鹿兒島県

#### 【輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン】

国土交通省が作成した旅行業者等の発注者に対し、安全性を重視した貸切バスの選定・利用のためのポイントを示したガイドライン。

〈内容(抜粋)〉

- ① 行程検討の際の留意点(運転手の労働時間, 運転時間, 休憩等)
- ② 事業者の選定に関する留意点(事業許可・営業区域, 安全性を判断する上で必要な情報)

(掲載先: 国土交通省HP) [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

#### 【貸切バス運賃・料金に関する通報窓口】(H28. 8~)

国土交通省内に設置。通報があった場合には、関係機関に情報共有され、調査の結果、行政処分(営業停止, 登録取消)が行われることもある。

## 4 旅行業法に基づく不利益処分基準

法令違反行為を行った旅行業者及び旅行サービス手配業者に対し、業務停止命令や登録の取り消しなどの不利益処分を科することができる。

(旅行業法第19条第1項, 旅行業法第37条第1項)



今回、不利益処分の内容等を明確にするため「旅行業法に基づく不利益処分基準」を制定

### 【内容】

- 不利益処分の基準(違反行為の内容と違反行為に対する処分内容)
- 不利益処分を受けた者の氏名等の公表 など

### 【適用日】

平成31年4月1日以後に違反行為が行われたもの

## 5 法令等の確認

社内において、定期的に法令等の確認を。

### 【旅行業全般】

- 旅行業法
- 旅行業法施行規則
- 旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則
- 旅行業法施行要領

### 【募集広告・契約関係】

- 企画旅行に関する広告の表示基準等について  
(平成17年2月28日国総旅振第387号)
- 旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン  
(平成28年11月7日 (一社)日本旅行業協会, (一社)全国旅行業協会作成)
- 旅行のウェブ取引に関するガイドライン  
(平成26年6月30日(一社)日本旅行業協会, (一社)全国旅行業協会作成)

## 5 法令等の確認

### 【貸切バス関係】

- 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

(平成28年10月31日付け観観産第411号 観光庁長官通知)

- 貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について(周知)

(平成29年12月26日 観光庁参事官(産業振興担当)事務連絡)

- 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

(平成24年6月29日 国土交通省自動車局作成)

※ この他, 国や県から発出される通知についてももしっかり内容確認を。

## 【旅行業法の目的】

- 旅行業務に関する取引の公正の維持
- 旅行者の安全の確保
- 旅行者の利便の増進

(旅行業法第1条から抜粋)



旅行業法は消費者保護を目的とした法律。

法律の目的を再認識していただき、法令を遵守のうえ、適切な経営をお願いします。

旅行業等登録申請書添付書類一覧表

番号	提出書類	旅行業						旅行業者代理業		備考
		新規登録		更新登録		変更登録		法人	個人	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人			
1	登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	・申請者の住所は、法人の場合は登記事項証明書の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。
	” (2)	△	△	△	△			△	△	・営業所が複数ある(「主たる営業所」以外にも営業所がある)場合に提出すること。
	” (3)			△	△					・旅行業者代理業者がある場合に提出すること。
2	定款又は寄付行為の写し	○		○				○		【旅行業の場合】 ・定款又は寄付行為の「目的」に、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」と記載すること。 【旅行業者代理業の場合】 ・定款又は寄付行為の「目的」に、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」と記載すること。
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		○				○		・発行日から3か月以内のもの。 (但し、申請時において最新の内容であること。)
	住民票			○		○		○		・発行日から3か月以内のもの。 (但し、申請時において最新の内容であること。マイナンバーが記載されたものは不可。)
4	役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○			○	○	・本人が自署すること(押印不要)。 【法人の場合】 ・全役員分(監査役も含む。)を提出すること。 【個人の場合】 ・申請者本人分のみを提出すること。
5	旅行業務に関する事業の計画	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空券発行に係る契約書の写し	△	△			△	△			・発券契約等がある場合に提出すること。
	海外手配業者等との契約書の写し	△	△			△	△			・海外手配業者等と契約がある場合に提出すること。
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	・旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、選任している旅行業務取扱管理者(国内・総合の区別)を明示すること。
7	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○		○		○				・設立後最初の決算期を終了していない法人は、会社法第435条又は第617条に規定する会社設立時の貸借対照表を提出すること。
	財産に関する調書			○		○		○		・預貯金等を計上した場合はその残高証明書を、不動産を計上した場合はその固定資産証明書又は不動産鑑定評価書を提出すること。
8	最近の事業年度における決算書類に関する監査証明又は資産負債の明細書	○	○	○	○	○	○			・公認会計士又は監査法人による財務監査を受けていない場合には、納税申告書の写しその他資産及び負債の明細を示す書類を提出すること。
9	旅行業協会の発行する入会確認書又は入会確認書	△	△							・登録後直ちに旅行業協会の保証会員となることを希望する場合に提出すること。
10	旅行業務取扱管理者									
	選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合格証又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	・選任した旅行業務取扱管理者に係る旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写しのいずれかを提出すること。
	旅行業務取扱管理者定期研修修了証	○	○	○	○	○	○	○	○	・申請までに、研修を受講できない場合には、「旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書」を提出すること。 ・直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、提出不要。
	旅行業務取扱管理者の履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	
	欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	・本人が自署すること。(押印不要) ・役員(法人)又は申請者本人(個人)が取扱管理者の場合には、4の宣誓書を提出するため、提出不要。
11	事故処理体制についての書類	○	○	○	○					・事故発生時の連絡網、行動内容等を記載した内規を整備すること。
12	旅行業者代理業業務委託契約書の写し							○	○	
13	旅行業約款(標準旅行業約款と同一のもの)	○	○			○	○			
	旅行業約款認可申請書	△	△			△	△			・標準旅行業約款以外の約款を使用する場合に提出すること。
14	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し			○	○	○	○			
15	鹿児島県収入証紙		19,000円		17,000円		11,000円		15,000円	・県の収入証紙販売所で購入可能。収入証紙販売所については県HPで確認すること。

※ ○:必ず提出が必要なもの △:「備考」欄の記述に該当する場合のみ提出の必要なもの

# 旅行者等が変更届出すべき事項

区分	変更届出書 (第四号様式)	変更届出添付書類 (第五号様式)			代理業契約 書の写し	備考
		(1)	(2)	(3)		
旅行者及び代理業者の届出	氏名又は名称の変更	○			(○)	【法人の場合】 ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付。 【個人の場合】 ・戸籍抄本を添付。 ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、代表者の宣誓書を添付。
	代表者の変更	○				
	住所又は本社所在地の変更	○			(○)	【法人の場合】 ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付。 【個人の場合】 ・住民票を添付。
	商号の変更	○			(○)	
	営業所の新設	○		○	(○)	・旅行業務取扱管理者選任一覧表、旅行業務取扱管理者試験合格証の写し、履歴書及び宣誓書を添付。
	営業所の名称変更	○	△	△	(○)	・主たる営業所のみの変更は、第五号様式(1)のみを添付。
	営業所の所在地変更	○	△	△	(○)	・主たる営業所のみの変更は、第五号様式(1)のみを添付。
	営業所の廃止	○		○	(○)	・その他営業所が全くなくなる場合は、第五号様式(2)は不要。
	代理業者の新設	○			○	
	代理業者の廃止	○			○	・代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付。
	代理業者の住所変更	○			○	
	代理業者の名称変更	○			○	
	代理業者の営業所新設	○			○	
	代理業者の営業所の名称変更	○			○	
代理業者の営業所の所在地変更	○			○		
代理業者の営業所の廃止	○			○		
所属旅行者の名称変更	○			○		
所属旅行者の所在地変更	○			○		
代理業者の届出						



第六号様式（第一条の四関係）

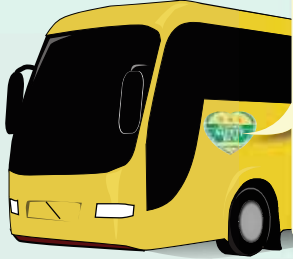
取 引 額 報 告 書  
年度分（            年    月    日から            年    月    日まで）

受 付 印	経 由 印	観光庁長官 登録旅行業第            号 知事			
区            分		取 扱 人 員 (人)	取 引 額 (円)		
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）	参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの	本邦内のみのもの			
		上記以外			
	旅行者からの依頼によるもの				
手配旅行に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）			/		
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）			/		
合            計 （うち自社に所属する旅行業者代理業者の取引額）			(            )	(            )	
営業保証金の場合					
		現在供託している金額			
		上記により供託すべき金額			
		(差額がある場合) 追加して供託すべき額又は取り戻すことができる額			
弁済業務保証金分担金の場合					
		現在納付している金額			
		上記により納付すべき金額			
		(差額がある場合) 追加して納付すべき額又は取り戻すことができる額			
観光庁 長 官 知 事 殿				年 月 日	
<p>旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">報告者の氏名又は名称</p>					



# 貸切バスの「運賃・料金」についてのお願い

契約時にご確認ください



- 貸切バスの運賃・料金制度は、**利用者**の**安全に関わる費用(安全コスト)**が**適切に反映**されているものです。
- 貸切バス事業者が**上限・下限額の範囲外で運賃・料金を収受することは、法令違反**です。

運送引受書<sup>(※)</sup>への  
運賃・料金の上限・下限額の  
記載が義務付けられました!  
(平成28年11月1日～)

※貸切バス事業者が運送を引き受けた際に申込者に対して交付する書類

上限額と下限額の範囲内の金額  
となっていなければなりません。

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者	氏名・名称 (担当者名)	住所	申込日:平成 年 月 日	電話: -- --	FAX: -- --	E-mail:	緊急連絡先: -- --
契約責任者	氏名・名称 (担当者名)	住所	電話: -- --	FAX: -- --	E-mail:	緊急連絡先: -- --	
運送を引受ける者	氏名・名称	住所	電話: -- --	FAX: -- --	E-mail:	緊急連絡先: -- --	
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	営業区域:	任意保険・共済 対人 無制限 対物 200万円	無制限			
申込乗車人員	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両	中型車 両	小型車 両	※該当するものに○を記入		
配車日時	月 日 ( )	配車場所	地図: 有・無				
旅行の日程							
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間
① /							
② /							
③ /							
④ /							
うち、旅客が乗車しない区間: ( ) 営業所車庫							
交替運転者	有・無	交替の地点 (「無」の場合の理由: 昼間距離・その他 ( )	【運行開始日時】	月 日 ( )	【運行終了日時】	月 日 ( )	
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ( )					
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ( )	【走行距離】	総 km	【走行時間】	総 時間	分	
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 ( )	【実乗車時間】	実乗車 時間	分			
特約事項		運賃 (上限額: 円 下限額: 円)		料金 (上限額: 円 下限額: 円)		消費税	円
		実費 (税込)					円
		合計請求金額					円

## 運送申込書／運送引受書・乗車券の記載事項(抜粋)

運賃円  
(上限額: 円 下限額: 円)

料金円  
(上限額: 円 下限額: 円)

◎運賃・料金が上限額と下限額の範囲内  
となっていることをご確認ください。

※年間契約については、計算方法の特例がありますので、「貸切バスの年間契約についてのお願い」(リーフレット)をご参照ください。

重大な事故を起こした貸切バス会社はいずれも下限額を下回る運賃で運行を行っていました。



関越道高速  
ツアーバス事故

- 平成24年4月29日発生
- 乗客7名死亡、38人重軽傷



軽井沢  
スキーバス事故

- 平成28年1月15日発生
- 乗客13名死亡、26人重軽傷

# 標準的な貸切バス事業者の運賃・料金

(平成26年3月26日国土交通省九州運輸局長公示の例)

※地域によって公示額は異なりますので、各地方運輸局等にご確認ください。

※独自の運賃・料金を国に届け出ている場合がありますので、当該貸切バス事業者にご確認ください。

## チェック

貸切バスの運賃・料金の上限・下限額は国への事前届出制です。

## チェック

運賃・料金は、キロ単価、時間単価に走行距離、走行時間(走行時間には点呼点検時間、回送距離及び回送時間を含む。)を乗じて算出します。

## 参考情報

◆貸切バス事業者の中には、先進安全技術を搭載した車両の導入や、貸切バス事業者安全性評価認定(セーフティバス認定)の取得など、安全性確保に向けて積極的に取り組んでいる事業者がいます。

貸切バスを選定する際は、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を是非ご活用ください。

○国土交通省HP([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html))

◆公益社団法人日本バス協会では、貸切バス事業者の安全性確保への取組状況を評価認定し、公表しています。「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス認定制度)」の認定を受けた事業者を是非ご利用ください。

○公益社団法人日本バス協会HP(<http://www.bus.or.jp/safety/>)



			上限額	下限額
運賃	1 km当たり	大型車	150	100
		中型車	130	90
		小型車	110	80
	1時間当たり	大型車	6,910	4,790
		中型車	5,830	4,040
		小型車	5,010	3,470
料金	交替運転者配置料金	1 km当たり	10	
		1時間当たり	2,700	1,870
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

## 【本制度に関するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室電話03-5253-8111(内線41252)

各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課若しくは最寄りの運輸支局

(別添)

# 運送申込書／運送引受書・乗車券

【資料3】

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込日：平成 年 月 日

申込者	氏名・名称 (担当者名)	電話： - -
	住所	FAX： - -
契約責任者	氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)	E-mail：
	住所	緊急連絡先： - -
運送を引受ける者	氏名・名称	電話： - -
	住所	FAX： - -
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号 営業区域：	E-mail：
任意保険・共済		緊急連絡先： - -
申込乗車人員	乗車定員別又は車種別の車両数	対人 無制限 対物 200万円 無制限
	大型車 両 中型車 両 小型車 両	
配車日時	月 日 ( ) :	※該当するものに○を記入
配車場所	地図：有・無	

## 旅行の日程

月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
								地点	時間	
① /		:		:			:		:	
② /		:		:			:		:	
③ /		:		:			:		:	
④ /		:		:			:		:	

うち、旅客が乗車しない区間：

( ) 営業所車庫

交替運転者	有・無 交替の地点 ( ) 「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ( )	【運行開始日時】 月 日 ( )	【運行終了日時】 月 日 ( )
車掌 (ガイド)	有・無 交替の地点 ( )	:	:

運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 支払期日：平成 年 月 日	【走行距離】 総 km 実車 km	【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 割引 ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。	運賃 (上限額： 円 下限額： 円) *	料 金 (上限額： 円 下限額： 円) *
特約事項		消費税 円 実費 (税込) 円 (実費の詳細： )	合計請求金額 円

\* 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10% (本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当) を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図

備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

貸切バスの運賃・料金簡易計算シミュレーター  に入力してください

運輸局を選択→ 九州 ▼

車種区分  大型  中型  小型 ←車種区分を選択してください

運賃

	時間制 始業点呼・点検 出庫前1時間	時間単価	上限額 下限額 6,910円 ~ 4,790円		拘束時間	(内、深夜早期に係る時間)
			出庫時間 (走行時間)	帰庫時間		
1日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
2日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
3日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
4日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
5日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
6日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
7日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
8日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
9日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
10日目:	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	→	0時間 00分 ( 0時間 00分 )
運賃計算の対象となる総拘束時間					0時間	深夜早期時間 計 0時間

キロ制 キロ単価 上限額 下限額  
150円 ~ 100円  
走行距離  km

割引  割引なし  身障者等30%  学校教育法20% ←該当箇所を選択してください

運賃計算 時間制運賃額+キロ制運賃額

$$\left( \begin{matrix} \text{時間単価} \\ 6,910\text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{時間} \\ \text{時間} \end{matrix} \right) + \left( \begin{matrix} \text{キロ単価} \\ 150\text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{走行距離} \\ \text{km} \end{matrix} \right) = \text{上限額①}$$

$$\left( \begin{matrix} \text{時間単価} \\ 4,790\text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{時間} \\ \text{時間} \end{matrix} \right) + \left( \begin{matrix} \text{キロ単価} \\ 100\text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{走行距離} \\ \text{km} \end{matrix} \right) = \text{下限額②}$$

料金 深夜早期料金

特殊車両料金  
※特殊車両料金を適用するときは、口をクリックしてください

交替運転者配置料金  
※交替運転者配置料金を適用するときは、口をクリックしてください

上限額	運賃+料金	運賃	+	深夜早期料金	+	特殊車両料金	+	交替運転者配置料金
	消費税	①または①′		③		⑤		⑦
	合計		+	0円	+	0円	+	0円

---

下限額	運賃+料金	運賃	+	深夜早期料金	+	特殊車両料金	+	交替運転者配置料金
	消費税	②		④′		⑥′		⑧
	合計		+	0円	+	0円	+	0円

---



# 貸切バスの運賃・料金簡易計算シミュレーター に入力してください

九州

←運輸局を選択してください

車種区分  大型  中型  小型

←車種区分を選択してください

## 運賃

時間制 時間単価 上限額 下限額  
6,910円 ~ 4,790円 (1時間あたりの単価)

該当があれば入力してください

	(走行時間)	(拘束時間)	(内、深夜早期に係る時間)
走行時間を入力してください→ 1日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	1日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 2日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	2日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 3日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	3日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 4日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	4日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 5日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	5日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 6日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	6日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 7日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	7日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 8日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	8日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 9日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	9日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
走行時間を入力してください→ 10日目:	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 + 点呼点検2時間 =	0 時間 00 分	10日目: <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分

運賃計算の対象となる総拘束時間 0 時間 深夜早期時間計 0 時間

キロ制 キロ単価 上限額 下限額  
150円 ~ 100円 (1kmあたりの単価)

走行距離を入力してください→走行距離  km

割引  割引なし  身障者等30%  学校教育法20% ←該当箇所を選択してください

運賃計算 時間制運賃額+キロ制運賃額

時間単価	総拘束時間	キロ単価	走行距離	
( 6,910円 × 時間 )	+	( 150円 × 100km )	=	
( 4,790円 × 時間 )	+	( 100円 × 100km )	=	

上限額①

下限額②

## 料金 深夜早期料金

特殊車両料金  
※特殊車両料金を適用するときは、口をクリックしてください

- 交替運転者配置料金  
※交替運転者配置料金を適用するときは、口をクリックしてください

上限額	運賃+料金	運賃	+	深夜早期料金	+	特殊車両料金	+	交替運転者配置料金
	消費税	①または①′		③		⑤		⑦
	合計		+	0円	+	0円	+	0円
下限額	運賃+料金	運賃	+	深夜早期料金	+	特殊車両料金	+	交替運転者配置料金
	消費税	②		④′		⑥′		⑧
	合計		+	0円	+	0円	+	0円

## 運賃・料金簡易計算シミュレーター(Ver.3.0)使用上の注意点

このシミュレーターは、平成28年4月1日現在各運輸局において公示(平成26年4月公示)されている貸切バスの運賃・料金の上限及び下限額に基づき、実際の運送に適用される運賃・料金の範囲を簡易的に計算することができます。

### ◎使用方法

#### 【各シート共通】

- ・貸切バス事業者の営業区域を管轄する運輸局等を選択してください。
- ・車種区分を選択してください。
- 【時間入力シート(総走行時間がわかる場合)】
- ・総走行時間及び走行距離、その他割引・割増し料金等を入力してください。
- 【時刻入力シート(出庫時間及び帰庫時間がわかる場合)】
- ・出庫時間及び帰庫時間並びに走行距離、その他割引・割増し料金等を入力してください。

※拘束時間が1日当たり20時間を超えるものは想定しておりません。

※いわゆる中抜け、年間契約等には対応しておりません。

※運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の適否には対応しておりません。

※バスガイド料、有料道路利用料、フェリー料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めによる運送以外の経費は実費負担となります。

#### <車種区分>

- ・大型車:9m以上又は旅客座席数50人以上
- ・中型車:大型車、小型車以外
- ・小型車:7m以下で旅客座席数29人以下

- ・走行時間とは、出庫から帰庫までの時間で回送時間も含まれます。
- ・走行距離とは、出庫から帰庫までの距離で回送距離も含まれます。
- ・宿泊を伴う場合の出庫時間、帰庫時間とは宿泊場所出発時間あるいは宿泊場所到着時間です。
- ・走行時間が3時間未満の場合は3時間となります。
- ・1日ごとに1時間前と帰庫後1時間の点呼点検時間計2時間が加算されます。
- ・フェリーボートを利用した場合の航送時間(乗船してから下船するまでの時間)は8時間が上限です。
- ・深夜早朝とは22時～5時の間の運行時間・点呼点検時間です。

#### <運賃の割引>

- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体・・・3割引
- ・学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体・・・2割引
- ・2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して割引をしません。
- ・割引後の運賃は、下限額が限度です。

#### <深夜早朝料金>

- ・22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間及び走行時間が含まれた場合に、1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の2割以内の割増が適用されます。

#### <特殊車両料金>

- ・次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増を適用することができます。
- ①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両
- ②車両購入価格を座席定員で除した単価が標準的な車両の単価より70%以上高額である車両

#### <交代運転者配置料金>

- ・法令により運転者の交替が義務つけられる場合、交替運転者の配置について事業者と申込者が合意した場合に適用されません。

#### <消費税の扱い>

- ・公示運賃・料金は消費税を含んでません。各運賃・料金の計算において消費税を別途加算します。

#### <更新履歴>

- ・ver.1.0 平成28年8月 リリースを開始しました。
- ・ver.2.0 平成30年5月 深夜早朝料金及び特殊車両料金の下限割増率を0%から1%に変更しました。
- ・ver.3.0 平成30年7月 運行日数を最大3日間から最大10日間まで合算できるようにしました。



## 旅行業法第 19 条第 1 項に基づく旅行業者の不利益処分の基準

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）（以下「法」という。）に基づく、旅行業者に対する不利益処分は、下記に定めるところによる。

### 記

#### 1 不利益処分の基準について

法第 19 条第 1 項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正がされない場合に業務停止処分を科すこととする。

#### 2 不利益処分の軽減について

業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の（1）から（3）の全てに該当する場合には 2 分の 1 を超えない範囲で、（1）及び（2）又は（3）に該当する場合には 4 分の 1 を超えない範囲で、（1）のみ又は（2）及び（3）のみに該当する場合には 8 分の 1 を超えない範囲で、1 の業務の停止の期間を短縮することができる。

- （1）現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと
- （2）過去 10 年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- （3）再発防止のための体制に既に構築したと認められること

#### 3 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた旅行業者が、当該不利益処分から 5 年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2 分の 3 を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

#### 4 不利益処分の対象となる営業所について

業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科することができることとする。

#### 5 登録の取消について

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

#### 6 不利益処分の一時実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

#### 7 不利益処分の関係団体への通知について

不利益処分を行った場合は、その内容等を当該旅行者が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。

#### 8 不利益処分を受けた者の氏名等の公表

不利益処分を受けた者の氏名等については、処分後、鹿児島県ホームページに掲載する。

なお、社会的に関心の高い事件等については、必要に応じてマスコミ等を通じて公表する。

#### 附 則

この基準は、平成31年4月1日以後に違反行為が行われたものから適用する。

(別表)

	根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に関するもの	1 法第3条	登録違反	—	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金, 又は併科
	2 法第3条, 第6条の3第1項又は第6条の4第1項	不正の手段による新規登録, 変更登録, 更新登録	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金, 又は併科
	3 法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金, 又は併科
	4 法第7条第3項, 第9条第6項	供託未届けの状態で事業を開始	60日間の業務停止又は登録の取消	100万円以下の罰金
	5 法第14条	名義貸し, 営業の貸し渡し等	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金, 又は併科
	6 法第6条の4第3項	登録事項変更届未届け等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	7 法第19条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当, 登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止 又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金, 又は併科
事業の実施体制に係るもの	8 法第10条	取引高未報告等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	9 法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	10 法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
	11 法第11条の2第4項	他営業所との管理者兼務(地域限定旅行業者で兼務が可能な場合を除く)	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	12 法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	13 法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	14 法第12条第1項	取扱料金(募集型企画旅行以外)非掲示	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	15 法第12条の2第3項	約款非掲示等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	16 法第12条の6第1項	外務員規定違反	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	17 法第12条の9第1項及び第2項	標識非掲示等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	18 法第14条の2第3項	受託契約不備	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	19 法第33条第2項	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→ 18日間の業務停止	なし

旅行者に対する取引行為に係るもの	20	法第12条の4	取引条件説明不実施, 書面不交付	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	21	法第12条の5	契約書面不交付	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	22	法第12条の7	募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	23	法第12条の8	誇大広告	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	24	法第12条の10	旅程管理不実施	18日間の業務停止	なし
	25	法第12条の11	旅程管理主任者規定違反	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	26	法第13条第1項	禁止行為(取扱料金を超えた料金收受, 故意の事実隠蔽, 不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	27	法第13条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
その他	28	法第13条第3項	禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為の斡旋, 便宜供与等)	18日間の業務停止	なし
	29	法第19条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止 又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金, 又は併科
	30	法第18条の3	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	31	法第70条第1項及び第3項	虚偽報告及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

(注1)9から16の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

14日以内	0日
15日超1ヶ月以内	3日
1ヶ月超6ヶ月以内	5日
6ヶ月超1年以内	10日
1年超	15日

(注2)25の違反については、違反回数が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。